

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 8 1

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も く じ

- 介護あんしん相談員派遣事業について
- 地域密着型サービス事業所研修会(集団指導)開催日程のお知らせ
- 消費税率改定に伴う、介護予防・日常生活支援総合事業の「サービスコード表」及び「単位数マスタ」のホームページへの掲載について
- 消費税率引上げに伴う区分支給限度基準額の見直しに関する介護保険被保険者証の取扱いについて
- 平成31年度版長野市高齢者サービスガイドの訂正について【別紙1】
- 介護のしごと魅力発信等事業について【別紙2】
- 長野市地域包括ケア推進セミナー「持続可能な地域を目指す小規模多機能自治～地域包括ケアシステムにおける地域づくりとの連動を考える～」【別紙3】
- 「介護事業所医療対応力向上研修会」の開催について【別紙4】
- 「長野市保健所管内医療福祉関係者等研修会」のお知らせ【別紙5】
- 2019年度 多職種連携推進講座「高齢がん患者の意思決定から意思決定支援のポイントを学ぼう」のお知らせ【別紙6】
- 長野県介護支援専門員協会「令和元年度 資質向上研修会」のご案内【別紙7】
- 2019年度「医療と介護連携推進協議会」全体研修会の開催について【別紙8】
- 介護労働安定センター研修「介護現場でのコミュニケーションを考える」【別紙9】
- 介護労働安定センター研修「バリデーション～日々の認知症対応にも専門性を！心から寄り添う」【別紙10】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

介護あんしん相談員派遣事業について

長野市では、派遣申出のあった施設等に介護あんしん相談員を派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた施設における介護サービスの質的な向上を図ることを目的として、介護あんしん相談員派遣事業を実施しています。

現在32人の介護あんしん相談員が86施設に訪問し、利用者の声に耳を傾け、事業者と利用者の橋渡し役として活動しています。

介護あんしん相談員を受け入れることにより、利用者がなかなか言葉にできない小さな「不満」を、苦情申し立てに至るほど問題が大きくなる前に対処することができます。また、利用者が日頃感じている施設職員に対する感謝の思いなどを伝える機会にもなり、モチベーションの向上も期待されます。

派遣施設は、施設入所サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）や地域密着型サービス（小規模特別養護老人ホーム、グループホーム）等となっております。

派遣を希望される場合は、担当までご連絡をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当
TEL：026-224-7871（直通）

地域密着型サービス事業所研修会（集団指導）開催日程のお知らせ

介護保険制度の理解や介護報酬請求の適正化を図ること等を目的とした集団指導を下記日程で開催します。

詳細につきましては、後日通知いたします。

■研修会日程

対象サービス	開催日時	場 所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	11月14日（木） 午前9時20分～正午	長野市役所第二庁舎 10階講堂
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 	11月14日（木） 午後1時30分～午後4時10分	長野市役所第二庁舎 10階講堂

※地域密着型特定施設入居者生活介護は、6月19日に開催済のため対象外です。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、7月31日に開催済のため対象外です。

消費税率改定に伴う、介護予防・日常生活支援総合事業の「サービスコード表」及び「単位数マスタ」のホームページへの掲載について

介護予防・日常生活支援総合事業の令和元年10月以降利用分の「総合事業サービスコード表」、「単位数マスタ」のホームページへの掲載は10月15日を予定していますので、「単位数マスタ」のダウンロードをお願いします。

また、「単位数マスタ」はホームページシステムの都合上、CSVファイルでの掲載ができません。ご利用いただく際はCSVファイル形式で保存してから取り込みをお願いします。

地域包括ケア推進課はつらつ応援担当

TEL 026-224-7873

消費税率引上げに伴う区分支給限度基準額の見直しに関する 介護保険被保険者証の取扱いについて

消費税率引上げに伴い、居宅サービス等の区分支給限度基準額が改定されました。厚労省の通知では、「9月30日以前に交付した被保険者証については再交付する必要はなく、改定後の基準額に読み替えて対応することを原則とする」とされています。

長野市では、認定有効開始日が10月1日以降のものうち、9月26日以降に交付したもののについて、改定後の基準額を記載しています。

改定前の基準額が記載されている交付済みの被保険者証については、下表を参考に読み替えて対応して下さるようお願いします。

要介護状態区分	改定後	改定前
要支援1	5,032 単位	5,003 単位
要支援2	10,531 単位	10,473 単位
要介護1	16,765 単位	16,692 単位
要介護2	19,705 単位	19,616 単位
要介護3	27,048 単位	26,931 単位
要介護4	30,938 単位	30,806 単位
要介護5	36,217 単位	36,065 単位

問い合わせ先：介護保険課認定担当

TEL：026-224-7891（直通）

平成 31 年度版長野市高齢者サービスガイドの訂正について

平成 31 年度版長野市高齢者サービスガイドにつきまして、訂正箇所がありましたので、以下のとおり訂正をお願いいたします。また、消費税引き上げに伴う変更点は「別紙 1」のとおりです。お手数をおかけしますが、ご確認をよろしくお願いいたします。

ページ	項目	誤	正
5	ご相談・お問い合わせ先 「長野市中部地域包括支援センター」の F A X 番号	224-8694	224-8574
125	通所介護 「your time」の F A X 番号	226-9557	226-5724
127	通所リハビリテーション 「岡田内科」の F A X 番号	235-1322	235-1332
128	通所型基準緩和サービス 「your time」の電話番号	226-6788	226-6768

介護のしごと魅力発信等事業について

標記について厚生労働省から情報提供がありましたのでお知らせします。

詳しくは、別紙 2 をご覧いただくとともに下記 web サイトをご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html



ながの縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話または F A X、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp